

3. 展示援助金の対象にならないもの

①耐久消費財

例) 電気製品、家具、精密機械類、はさみなど、耐久性あるもの。

②接待費など

飲食物も接待費に含みますので対象外となります。

③交通・通信費

招待・挨拶のための諸経費も対象外となります。

④賃貸料

各種機材等のリース代などは対象外となります。

*対象になるか曖昧なものに関しては、事前にメールにて榊祭本部財務局までお問い合わせ下さい。

4. 領収書に関する注意事項

領収書を発行してもらう際、必ず次の事が明記されているか確認して下さい。

(1) 団体名 … 対象外：個人名、上様など

(2) 但し書き … 対象外：品代、文具代、小物代等詳細が判らないもの。

品名と数量を具体的に書いてもらって下さい。特に品名は詳しくお願いします。詳細が判らない書き方は避けて下さい。複数のものを同時に購入する場合、それぞれで領収書を発行してもらい、但し書きを具体的に書いてもらって下さい。

(3) 日付

(4) 販売店

(5) 印鑑 … レジの担当者の印を必ず押してもらって下さい。印のない領収書は認められません。

領収書	平成30年7月13日
○×△□◇様	
¥ 1,080	
但...模造紙代...として	
上記正に領収いたしました	

*上記の項目が不明瞭な領収書は認められません。

*領収書は必ず会計ノートに貼って下さい。領収書のない品目には援助金を支払う事が出来ません。なお、銀行振込みの際にも「明細書」ではなく「領収書」を必ず発行してもらって下さい。

5. 紀伊国屋ブックセンターの領収書について

榊祭間近になると、成蹊大学のブックセンターが混み合うため、紀伊国屋ブックセンターに限り、レシートを領収書と認めます。

なお、レシートを領収書として認める期間は2018年11月1日から30日までです。

ただし、レシートが領収書の代わりとなる期間内でも、レシートに必ず店員の印を押してもらって下さい。

電話番号：0422-51-6102

メールアドレス：keyaki.fes@gmail.com